

岸和田市教育大綱（素案）

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 1

一人ひとりの学びを大切にし、確かな学力の向上や特色ある学校教育の推進に努めます

施策の方向性

1) 基礎的・基本的な学力の定着

「生きる力」の基盤づくりとしての基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るため、学習習慣の定着とそれぞれの子供たちに応じたきめ細かな指導の工夫・改善を推進します。

2) 活用する力の育成

学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を育てるため、読書活動、体験的な学習や問題解決的な学習、ICTを活用した指導などを推進します。

3) 特別支援教育の充実

障がいのある子供たちの自立や社会参加に必要な力を培うため、就学前から就労までを見通した適切な指導、必要な支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。

4) 地域社会に貢献する人材の育成

将来的に地域社会に貢献する人材を育成するため、岸和田市立産業高等学校において、高度情報化社会にふさわしい専門教育や産業教育の充実に努めます。

5) 幼小中高の連携

発達や生活や学びの連続性を重視した教育を行うため、幼小中高の枠を超えた一貫教育を推進します。

6) 高等教育機関との連携

学校教育活動や生涯学習活動を支援し、教育上の諸課題に適切に対応するため、高等教育機関と相互に連携・協力し合います。

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 2

子供たち一人ひとりが自他を尊重し、夢や志を持ち、自らの人生を切り拓き、社会の形成者として成長することができるよう豊かな心の育成を図ります。

施策の方向性

1) 人権教育の充実

子供たちの人権に関する知的理解と人権感覚の向上を図るとともに、教職員の人権に関する意識のさらなる向上を図るため、あらゆる人権問題について人権尊重の教育を効果的に実施します。

2) 道徳教育の充実

教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳性を養い、豊かな人間性や社会性の育成のため、家庭や地域と連携しながら道徳教育の充実を図ります。

3) 生徒指導の充実

子供たち一人ひとりが自己の存在感を実感できるよう、子供たちと教職員の信頼関係を構築し、心の通う指導を行います。特に、不登校、暴力行為、情報化社会の課題への対応を重視した体制と関係機関との連携を充実します。

4) いじめの防止と解決

各校園でのいじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発を防止するため、岸和田市いじめ防止基本方針に基づき、対策を講じます。

5) 国際理解教育の推進

自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等についても理解を深め、自分の意思を表現できる能力を育てるため、文化交流の推進を図り、相互理解を深める取組みを推進します。

6) キャリア教育の推進

望ましい勤労観・職業観を育み、社会的な自立と主体的な進路選択ができるよう、自己の可能性を伸ばし、発達段階に応じた系統的な指導を推進します。

岸和田市教育大綱（素案）

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 3

食生活や基本的な生活習慣等における学校と家庭・地域との連携や保健体育を充実し、子供たちの健康及び体力の増進を図ります。

施策の方向性

1) 健康教育の充実

子供たちの健康を保持し、増進するため、基本的な生活習慣に関する指導、食に関する指導、家庭や地域、関係機関と連携して健康教育を推進します。

2) 学校給食、食育の充実

子供たちの栄養補完はもとより、家庭の子育てを支援するため、栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供します。また、将来にわたり子供たちに健全な食生活を実践できる力を育てるため、学校給食を生きた教材として活用し、食に関する指導の充実を図ります。

3) 学校保健の充実

子供の心身の健康の保持増進を図るため、学校、家庭と学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び地域の医療機関等との連携による保健管理等を推進します。

4) 体力づくりの推進

体力向上のため、保健体育の授業を中心とした学校教育活動全体での積極的な取り組みを図るとともに、運動に親しむ習慣を身につけることができるよう指導します。

岸和田市教育大綱（素案）

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 4

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図ります

施策の方向性

1) 幼稚園における教育活動の充実

幼児の生活の連続性の観点から家庭や地域社会の教育力を補完するとともに、その向上につなげていくため、子育て支援活動・預かり保育等の充実を図ります。

2) 幼小連携の強化

幼児教育をさらに充実し、発展させるため、小学校に併設した幼稚園の長所を生かした幼小連携・接続をさらに強化します。

3) 幼児教育の機会の拡大

入園を希望するすべての3歳児から5歳児を受け入れるため、公立幼稚園において受入体制等の整備を進めます。

岸和田市教育大綱（素案）

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 5

子供たちの安心・安全を最優先に、保護者や地域に信頼される学校づくりを推進します

施策の方向性

1) 安心・安全で快適な学校施設

子供たちが安心して学べる環境をつくるため、非構造部材の耐震対策や防災機能の強化を推進するとともに、空調設備の整備や老朽化している学校施設の長寿命化等の取組みを推進します。

2) 子供たちの安全確保

学校内や通学路での子供たちの安全確保のため、安全対策の推進及び学校の安全管理体制の充実を図るとともに、安全教育、防災教育の充実を図ります。

3) 学びのセーフティネットの構築

教育の機会均等を保障するため、多方面から保護者を支援します。

4) 地域に開かれた学校づくり

学校、家庭及び地域との相互の連携協力のため、地域社会の共有財産である学校を核とし、教育コミュニティを生かした学校づくりを推進します。

5) 教職員の指導力の向上

子供たちの豊かな人間性や社会性を育むため、教職員一人ひとりが、教育者としての誇りを持ち、専門性を高め、実践的な指導力の向上を図ります。

岸和田市教育大綱（素案）

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 6

市民一人ひとりが自己を高め、ともに育ちあう人づくりを進めるとともに、地域社会の連携意識を高め、地域の活性化と豊かな地域教育力の向上を図ります。

施策の方向性

1) 家庭教育支援の充実

すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図り、子供たちが家庭において身につけるべき倫理観や規範意識を向上させるため、子育てや教育を担う保護者を支援します。

2) 青少年健全育成の推進

子供たちの健やかな心身の成長を促し、生きる力を育むため、様々な体験活動や学習機会の充実を図るとともに、推進体制の充実と社会環境づくりを推進します。

3) 市民の人権意識の向上

あらゆる機会と学習活動を通じて人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけるため、人権教育・啓発の取組みを継続的に進めます。

4) 市民活動の環境づくり

市民が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力を養うため、学習機会や交流の場を提供し、また、学習情報を提供します。

5) 連携と参画による地域づくり

市民参画による地域の教育コミュニティづくりを推進するため、家庭・学校・地域の連携を深めるとともに、市民自らの学びの成果を地域の教育活動等に発揮できるよう支援します。あわせて、学校教育・社会教育連携のための環境整備を進めます。

岸和田市教育大綱（素案）

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 7

市民が生涯にわたり、心身の健康と生きがいや安らぎを持った人生が送れる生涯学習環境を整えます

施策の方向性

1) 生涯学習推進体制の整備

各種の事業を生涯学習の視点から関連づけ、体系化して総合的に進めるため、全市的な協力体制を整備します。

2) 学習ネットワークの構築

市民の学習活動を支援するため、市立公民館を拠点とした生涯学習施設のネットワーク化と、様々な立場の人たちとの連携と協働による社会的ネットワークを推進します。

3) 読書に親しむ環境づくりの推進

誰もが読書に親しめる環境をつくるため、利用しやすい図書館サービスの提供と施設整備を進めます。特に、子供たちが発達段階に応じて読書に親しむ環境を整えるため、関係機関と連携して環境整備を進めます。

4) 学習のための情報提供

より多くの市民に学習情報を提供するため、市の各部署をはじめ他の公共団体・公共機関、NPO法人等の学習事業など情報収集と整理を行います。

岸和田市教育大綱（素案）

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 8

スポーツを通じ、市民が生涯にわたり、いきいきと健康で活力ある生活が送れるよう支援します。

施策の方向性

1) スポーツ活動の推進

多くの市民が、年齢や体力・技能レベル等に応じたスポーツができるよう、様々な機会や場を提供します。

2) スポーツ環境の整備

市民が安全で楽しくスポーツができるよう、多様化する市民のスポーツニーズを把握し、環境を整えます。

岸和田市教育大綱（素案）

基本理念

みんなが輝くまち ～知・徳・体、調和のとれた人づくり～

基本方針 9

郷土の文化財や自然保護への市民の理解や関心を深め、その保護活動に努めます。

施策の方向性

1) 文化財の保護と郷土資料の活用

郷土文化への理解を深めるため、身近に残る文化財や郷土資料を再発見し、その保存と活用に努めます。

2) 身近な自然の保護と啓発

自然保護と生物多様性への理解を深めるため、身近な自然の多様さを学び、郷土愛を育む機会を提供します。